

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、西南学院大学（以下「本学」という。）において行われる研究活動について、不正行為が生じた場合の取扱い等に関し、必要な措置を講じ、適正な解決を図ることを目的とする。

- 2 前項の研究活動に携わる者（以下「研究者等」という。）は、次に掲げる者をいう。
- (1) 本学専任（大学院法務研究科（以下「法科大学院」という。）の常勤の実務家教員を含む。）の教授、准教授及び講師（専任とは、本学に生活の根拠を置く者をいう。）
 - (2) 特別教員及び法科大学院の常勤でない実務家教員
 - (3) 助教、助手、カウンセラー等の研究に携わる者
 - (4) 本学大学院博士前期課程若しくは博士後期課程又は専門職学位課程に在籍する学生及び博士研究員
 - (5) 本学学士課程に在籍し、研究活動を支援する学生
 - (6) 研究活動を支援する事務職員
 - (7) 前各号に該当しない本学において研究活動に従事する者（研究活動における責務）

第2条 研究者等は、研究活動を行うに際し、学術誌及び論文（以下「論文等」という。）に用いたデータ、実験・観察ノート等を一定期間保存するものとし、開示の必要性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

- 2 前項の研究資料等の保存期間に関する事項は、別に定める。
- 3 研究者等は、研究倫理教育を原則3年ごとに受講しなければならない。ただし、教育内容の見直しを行った場合又は文部科学省等からの通知等により、受講時期を変更する場合がある。

（定義）

第3条 第1条第1項に規定する不正行為（以下「不正行為」という。）とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、発表された研究成果において次に掲げる行為があった場合をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) その他 論文の二重投稿（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。）、不適切なオーサーシップ（著者を適正に公表せずに論文を投稿すること。）等、研究活動上の不適切な行為。

（最高管理責任者）

第4条 本学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する最高管理責任者は、学長とする。

- 2 最高管理責任者は、本学において行われる研究活動について、その重要性に鑑み、適正な措置を講じ、最終的な責任を負う。

（統括管理責任者）

第5条 最高管理責任者を補佐する者として、統括管理責任者を置く。この場合において、統括管理責任者は、副学長（教育・研究担当）とする。

- 2 統括管理責任者は、本学において行われる研究活動における不正行為の防止及び対応について本学全体を統括する実質的権限を持つ。

第2章 相談又は告発の受付

(相談又は告発の受付)

第6条 不正行為に関する相談又は告発の受付窓口を学術研究所事務室に設置し、学術研究所事務室長(以下「事務室長」という。)が担当する。

- 2 相談又は告発の方法は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話及び面談により行うものとする。
- 3 相談又は告発の受付場所及び連絡先は、別表のとおりとする。
- 4 事務室長は、第1項の相談又は告発を受けた場合は、速やかに統括管理責任者及び最高管理責任者に報告するものとする。

第7条 告発は、原則として、顕名とする。

- 2 告発内容としては、不正行為を行ったとする研究者及び共同研究者並びに不正行為の態様及び事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的合理的理由が示されていることを必要条件とする。
- 3 匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いができるものとする。

(告発者及び被告発者の取扱い)

第8条 告発を受け付ける場合、告発者及び告発内容の秘密を守るため、事務室長は受付方法や場所等について適切な対策を講じなければならない。

- 2 事務室長及び調査の関係者は、受付窓口寄せられた告発の告発者及び被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 3 調査事案が漏えいした場合、本学は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。
- 4 調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、本学は告発者の氏名の公表、懲戒処分及び刑事告発を行う可能性があることをあらかじめ周知する。
- 5 本学は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。
- 6 本学は、単に告発がなされたことのみをもって、相当な理由なしに、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。

第3章 告発に係る事実の調査

(予備調査)

第9条 統括管理責任者は、告発があった場合又は最高管理責任者がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合、予備調査を実施し、原則として告発を受けた日から30日以内に本調査を実施すべきかを判断する。この場合において、予備調査は、告発内容の合理性及び調査可能性について調査するものとする。

- 2 予備調査は、第11条第2項第1号から第3号までに掲げる委員によって行う。
- 3 統括管理責任者が、本調査を行わないと判断した場合は、その旨を理由とともに最高管理責任者及び告発者に通知し、かつ、予備調査に係る資料等を保存し、最高管理責任者の了承のもと当該事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査)

第10条 最高管理責任者は、本調査が必要と判断した場合は、被告発者へ、その旨を報告する。

- 2 最高管理責任者は、本調査の開始を配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 第11条 前条により、最高管理責任者が必要と認めた場合は、調査委員会を設置する。
- 2 前項の調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。ただし、最高管理責任者が指名した学外者を若干名加えることができるものとする。
- (1) 統括管理責任者（委員長）又はこれに代わる者
 - (2) 学術研究所長又はこれに代わる者
 - (3) 被告発者が所属しない学部又は研究科に属する部長会議構成員 1名
 - (4) 外部有識者 3名
- 3 告発者及び被告発者は、調査委員会の委員になることはできない。
- 4 調査委員会は、本調査の決定後、30日以内に本調査を開始する。
- 5 第1条第2項第7号に該当する被告発者については、被告発者が所属する研究機関と合同で調査を行う。
- 6 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 7 調査委員会は、委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者へ報告する。
- 8 告発者及び被告発者は、前項の報告を受けた日から7日以内に、調査委員会の構成についての異議申立てをすることができる。
- 9 調査委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、該当する委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者へ報告する。
- (認定)
- 第12条 調査委員会は、原則として設置されてから150日以内に不正行為が行われたか否かを調査し、その結果を取りまとめ、認定するものとする。
- 2 前項において、不正行為と認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者とその度合、論文等の各著者の当該論文及び当該研究における役割を最高管理責任者へ報告する。
- 3 第1項において、不正行為がなかったと認定される場合又は調査を通じて故意に虚偽の告発を行ったことが判明した場合は、その旨を最高管理責任者へ報告する。
- 4 第1項に規定する認定は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者（調査対象者）の自認等の諸証拠を総合的に判断して行う。
- (不正行為の疑惑への説明責任)
- 第13条 調査において、被告発者が弁明を行う場合、自己の責任において科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項において、被告発者がデータ、実験・観察ノート等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は、不正行為とみなされる。ただし、その責任によらない理由により、基本的な要素を示すことができなくなった場合等やむを得ない理由が認められた場合を除くものとする。
- (調査結果の通知及び報告)
- 第14条 最高管理責任者は、調査結果を告発者及び被告発者に通知するものとする。ただし、外部の研究資金による研究活動の場合は、研究資金の提供を受けた文部科学省等の公的資金配分機関にも調査概要を通知し、必要な協議を行う。
- (調査結果の公表)
- 第15条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合、速やかに不正行為の調査結果を公表する。
- 2 前項における調査結果の公表内容は、経緯・概要、調査内容及び結果、不正行為の内容、調査委員会がこれまで行った措置の内容、不正行為の発生要因及び再発防止策とする。
- (不服申立て)

第16条 不正行為と認定された被告発者又は故意に虚偽の告発を行ったと認定された告発者は、通知の日から30日以内に告発の受付窓口に不服申立てができる。

2 前項における不服申立ての審査は、調査委員会が実施する。

3 最高管理責任者は、不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案を配分機関等及び文部科学省に報告する。この場合において、不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

4 調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定する。

5 最高管理責任者は、再調査の結果を告発者及び被告発者に通知する。この場合において、最高管理責任者は、配分機関等及び文部科学省へ再調査の結果を報告する。

第4章 告発者及び被告発者に対する措置

(調査中における一時的措置)

第17条 最高管理責任者は、本調査の実施が決まった後、調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費支出の停止等を命じることができる。

(不正行為が行われたと認定された場合の緊急措置)

第18条 最高管理責任者は、不正行為への関与が認定された者に対し、本学研究費及び外部からの研究費の使用中止及び不正行為と認定された論文等の取下げを命じる。

(不正行為は行われなかったと認定された場合の措置)

第19条 最高管理責任者は、不正行為への関与が認定されなかった場合は、本調査に係る研究費支出の停止等の措置を直ちに解除し、不正行為がなかったことを関係者に周知する等の名誉回復措置を講じる。

(認定された者に対する措置)

第20条 最高管理責任者は、不正行為が認定された被告発者又は故意に虚偽の告発を行ったと認定された告発者に対しては、次の各号のいずれかに掲げる規定により必要な措置を講じるものとする。

(1) 第1条第2項第1号、第2号、第3号及び第6号に該当する者については、西南学院懲戒規程(2014(平成26)年3月13日)

(2) 第1条第2項第4号に該当する者については、西南学院大学大学院学則(1971(昭和46)年4月1日)又は西南学院大学大学院法務研究科学則(2004(平成16)年3月15日)

(3) 第1条第2項第5号に該当する者については、西南学院大学学則(1949(平成24)年4月1日)

(研究倫理教育の実施)

第21条 研究倫理教育責任者(以下「教育責任者」という。)を置き、不正行為を防止するために、研究者等を対象とした研究倫理教育を行う。

2 教育責任者は、次に掲げる者とする。

(1) 第1条第2項第1号、第2号、第3号、及び第7号に該当する者への教育は、学術研究所長

(2) 第1条第2項第4号に該当する者への教育は、大学院学務部長又は大学院法務研究科長

(3) 第1条第2項第5号に該当する者への教育は、教務部長

(4) 第1条第2項第6号に該当する者への教育は、大学事務長

第5章 所管部署及び規則の改廃

(所管部署)

第22条 この規則に関する事務は、学術支援部学術研究所事務室の所管とする。

(規則の改廃)

第23条 この規則の改廃は、教育・研究推進機構運営委員会の議を経て、部長会議が処理

する。この場合において、その実施には、学長の承認を得ることとする。

附 則

この規則は、2008（平成20）年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、2011（平成23）年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2015（平成27）年5月19日から施行し、2015（平成27）年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2018（平成30）年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019（平成31）年3月8日から施行する。

附 則

この規則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2022年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

受付場所	814—8511 福岡市早良区西新6丁目2番92号 西南学院大学 学術支援部学術研究所事務室
連絡先	電話 092—823—2502 ファクシミリ 092—823—2506 電子メール gakken@seinan-gu.ac.jp